

岩手県教育委員会告示第5号

岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり岩手県指定有形文化財を指定する。

平成27年11月6日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

指定番号	種別	名称	員数	所有者
有第251号	彫刻	木造六臂十一面観音菩薩立像	1 軀	陸前高田市矢作町字寺前79番地 宗教法人観音寺
有第252号	彫刻	木造天部形立像（伝毘沙門天）	1 軀	陸前高田市矢作町字寺前79番地 宗教法人観音寺
有第253号	彫刻	木造観音菩薩立像（伝虚空蔵菩薩）	1 軀	陸前高田市矢作町字寺前79番地 宗教法人観音寺
有第254号	彫刻	木造十一面観音菩薩立像	1 軀	陸前高田市小友町字上の坊24番地 宗教法人常膳寺
有第255号	工芸品	時鐘 南部盛岡城楼鐘	1 口	花巻市花城町9番30号 花巻市
有第256号	工芸品	時鐘 奥州路磐手郡盛岡県城北更鐘	1 口	盛岡市内丸12番2号 盛岡市